

第6回接続政策委員会 議事概要

日時 平成21年6月2日(火) 16:00~18:00
場所 共用1001会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員
関口委員、藤原委員、森川委員
総務省 武内電気通信事業部長、淵江事業政策課長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
大矢料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|--|
| <p>・電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について
○ 総務省から資料説明が行われた後、討議が行われた。</p> |
|--|

【主な発言等】

1. FTTx サービス

酒井主査代理：ドライカップの下部利用について料金を安くする話があるが、上部の未利用区間が増えて、上部の接続料が上がるのではないかと。

事務局：未利用分も、既にドライカップ接続料のコストに入っていることで、FTTRが未利用分のコストを負担することになれば、ドライカップ接続料がその分安くなる。一方FTTRが、一本利用されていた分を巻き取る形になると、ドライカップ接続料の割り勘要因が減るので、上昇要因となる。両者の割合次第だが、何もしなくても未利用分が増える傾向にあるので、接続料上昇の抑制要因になりうるのではないかと。

相田委員：LRIC上で、メタル芯線の寿命は何年か。引き替えるのなら、その時に下部だけ太い形のものを書く、ということも考えられるかと。

事務局：メタルの耐用年数は、平成20年度で言うと架空は23.7年、地下は32.4年。ただし、LRICでは毎年新設するという前提を置いており、現実とは異なる。

佐藤委員：FTTRでも使う人がいるなら、未利用になるよりは使った方が良いという話があるが、どれくらい需要があるのか。

事務局：過疎地のブロードバンドの提供手段として新たに検討しているという

事業者の話は聞いているが、事業の意思決定に至るかはコストの話もある。

相田委員：光ファイバの加入者数も見直されている中で、過疎地域のブロードバンドをどうするのか。NTTにビジョンを再構築して頂きたい。

佐藤委員：NTTはFTTRをやる気があるのか。田舎はともかく、伸びない方が良くと言うだろうが。光でなかなか参入できない企業が、FTTRで競争を挑もうとしている状況なのか。

佐藤委員：都会と田舎で、色々な技術が出てくることが望ましいという判断が得られるだろうか。

酒井主査代理：ADSLは光に至る過渡的なものという位置付けが明確だが、さらに細くなると、そこまでやるのかどうか。

森川委員：自社の屋内配線について、NTT以外に転用する事業者もいるのか。

事務局：実態がある訳ではないが、NTT東西が他事業者の屋内配線を転用させてもらうことも考えられる。双務的条件を課し、相互の転用を促進する形も考えられる。

佐藤委員：双務的条件は入れた方が望ましいと思う。戸建てとマンションでは、マンションの方が需要があり、競争が必要と感じたが。

事務局：マンションは一棟丸ごと契約を取れるという意味で、競争する上で大きなウエイトがある。一方、マンションのVDSL方式では、所有者が屋内配線を所有している場合が多く、戸建てのように屋内配線を事業者が所有しているという状況とは違う。

佐藤委員：競争圧力はあるが、ルール整備が難しいということか。

事務局：ルール整備の対象が、事業者資産の転用にあるとすると、転用対象である事業者資産が、マンションの方が戸建てより割合が少ない状況。事業者資産を対象としたルール整備としては、戸建ての方が整理しやすい。

佐藤委員：光が増えるとなると、新しいものだけルール整備を行う考え方もあるのか。

事務局：光配線方式は3%くらいしか入っていないが、これから増えていく状況。

佐藤委員：早くやっておいた方が、ルール整備がしやすいという考え方もある。

相田委員：マンションで部屋ごとに違う事業者を入れるのは、既設マンションでは対応しにくく、また管理組合で事業者を選定する場合は、多数決でNTTに決めることが多いと聞いている。その意味で、戸建てとマンションでは違いがある。

佐藤委員：事業者を選ぶ時の競争は分かるが、転用できることで競争促進になるかどうか。

森川委員：フランスの光ファイバの共用は、双務的条件ではないのか。

事務局：フランスでは、双務的というよりは、最初に屋内配線を引く事業者が、求められれば他の事業者の分も引かないといけないことにしている。

2. DSLサービス・ネットワークインフラの利活用

相田委員：名義人情報の話。施設設置負担金がなくなる頃には整理される気がするが、やはり不自然であり、約款を見直した方がいい。接続の問題とは離れているし、施設設置負担金とも関連すると思うので、ここですぐには言わないが、名義人と請求書送付先を一本化する方向でNTTに検討頂きたい。請求書送付先を変更できるのは加入電話契約者だから、回線名義人が誰かについて請求書送付先に通知することが個人情報保護上問題というのはおかしい。元々は契約者が申し出ているはず。

東海主査：色々問題があり、なかなか難しい所。

相田委員：WDMについては、両者が利便性や効用が異なることから、同じに扱うべきではないと言っている。ダークファイバの方が効用が高いということの意味しているように聞こえるが、接続料という意味では原価主義だから、WDMが付いている方が高くあるべきではないか。コスト+適正利潤の接続料の考え方との整合性が必ずしもよくない。

酒井主査代理：NTTはダークファイバが足りなくなったときに、ファイバを引くかWDMを置くか、良い方を取るだろう。もしWDMがあるなら、ファイバがある既設区間と同じこと。ファイバは空き芯線があれば、その分接続料に上乘せされている。WDMの波長が空いていれば、同じ扱いではないか。効用の話については、ファイバかWDMか安い方をやるだけではないか。

相田委員：ダークファイバの接続料が、地域ごとでなく全体で割り勘ということもある。

藤原委員：回線名義人の意に反する申込みの契約解除については、回線名義人とDSL事業者が直接折衝する場面はあるのか。

事務局：一度NTTが受けるが、DSL事業者に連絡するように案内し、DSL事業者が解除する。

藤原委員：現行はNTT限りなのか。

事務局：従来は名義人が回線契約者だったので、自分の意思に反する申込みということはない。今回はDSL事業者とNTTの契約となり、契約者が名義人ではないので、名義人の意思に反する場合も起こりうる。

相田委員：DSL等接続専用契約は、利用者との契約か。利用者は当然電話契約者であるという大前提か。

事務局：然り。

相田委員：洗い替えはどういう手続でできるのか。亡くなった祖父の名義を、正

式に自分のものに換えるときに、地位の承継があったことを証明する書面を添えて申し出ると。具体的には遺産分割協議書を出すのか。あるいは法定相続人の一人ということを示せば良いのか。

事務局：具体的な所定の書面については把握してない。

酒井主査代理：いちいち遺産分割書類に書かないだろう。

相田委員：記載のないものはこうする、と書いてあれば良いが。

森川委員：波長多重はどのくらい要望が出てくるのか。イーサのVPNみたいに、一括して借りるということが本流になる気もする。その辺りが明らかになると、判断しやすくなる。

事務局：WDMの既設区間が、Dランク区間に存在する割合は1割程度。空き波長の貸出しルールを整備して、ネットワーク構築の円滑化を図ることについてどう考えるかという問題。

藤原委員：言葉の話だが、双務的ではなく、相互主義という言葉が正しいのではないか。

3. 通信プラットフォーム機能のオープン化

酒井主査代理：通信プラットフォーム機能については、二種指定事業者とそれ以外とで分けるのは無理があるのではないか。電波を割り当てられている以上は、ある程度はオープン化しないとイケない。

東海主査：私もそのように考えている。頭から二種指定をどうするかではなく、事実上の環境をどう公正なものに整備していき、二種指定の在り方をどうしていくか考えるというアプローチが良いのではないか。

佐藤委員：上位レイヤーのコンテンツ配信事業者から見れば、携帯事業者が3社あれば、どれも競争上のボトルネックに見える。シェアの50%と20%の違いで事業者に対する支配力の有り、無しが言えるのか。周波数が限られていて、コンテンツに対するプラットフォームがボトルネックの要素を持っているなら、全体にオープン議論を始めるべき。

相田委員：固定網の通信プラットフォーム機能については、G C接続類似機能で、パケットをG Cで振り分けるとしているが、それが求められていることか。接続事業者は、通話のパケットを外に出したいというよりは、料金設定権が欲しいだけではないか。事業者に聞くなどして精査した方が良い。

佐藤委員：SMSとEメール転送は事業者で議論しているが、全社が実現するインセンティブを持っていないから、総務省が何らかの役割を果たして下さいと言われているのか。課金代行、GPSは個人情報をしっかりすれば、技術的には難しくないのか。

事務局：技術上の問題がない訳ではないが、回収代行についてはダイヤルQ2

判決をどう考えるか、位置情報については個人情報保護をどう考えるか、といった問題がある。

佐藤委員：かつてQ2判決が出た時代とはずいぶん環境が変わってきているので、前向きに議論したいテーマである。

相田委員：Eメール転送機能について、契約がないユーザの顧客情報管理や料金回収方法といった課題があると書いてある。契約がなくてもそのような情報を管理するのは問題だが、主たる契約を解除したがEメール転送機能だけは事業者と契約を続けるのか、あるいは新旧事業者間でEメール転送機能の契約があるか、どちらかの形態になるのではないか。全く契約がないままサービスが行われるとは思わない。

関口委員：事業法上、通信プラットフォームの概念がないのは事実。新競争促進プログラムの過程で、従来型の垂直統合型モデルからいろいろなレイヤー間での協業について議論が行われたので、フォローが必要。二種指定の規制は、垂直統合型モデルに合った仕組みで、アンバンドルをするために二種指定設備であることが必要。通信プラットフォームにフィットしないのでは困る。電気通信事業者ではない事業者も出てくるし、プラットフォーム間のルール作りについては、垂直統合型の時代と違う議論が必要。

佐藤委員：当面の措置として、手持ちの道具である二種指定制度があるので、伝送サービスの一部と理解すれば、通信プラットフォームについて何らかのオープン化の議論ができる。長期的には通信プラットフォームの議論が必要だが、当面は、世の中で必要とされている機能を今の制度にあてはめて議論すれば良い。

事務局：課金とコンテンツ配信については、事業者間協議の場であるモバイルプラットフォーム協議会でルール化に近い話を議論している。SMS、Eメール転送は、建設的な議論を事業者同士でやっているなので、その議論を注視していきたい。

東海主査：新しい市場作りの問題なので、前向きに展開していくように議論していく必要がある。規制という形でのリーダーシップよりも、事業者間の整理を見守るのが基本だと思っている。

森川委員：オープン化の視点だけでなく、個人情報保護の問題についても手当する必要がある点を付け加えておきたい。何かしらのガイドラインが必要だと思う。

4. 紛争処理機能の強化等、固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方

佐藤委員：通信プラットフォームを利用するコンテンツ提供者が出てきている

が、紛争になったときに持って行く場がない。紛争処理委員会は、昔はたくさん処理件数があったが、最近はどうなのか。

東海主査：紛争処理委員会から毎年報告書が出ているはずである。紛争処理機能の強化について、藤原委員は、前回の会合で前向きな意見を述べられていたかと思うが。

藤原委員：現行の電気通信事業法の規定を、大きな枠組みを維持しつつ、少しの改正で対応できるものと理解している。

佐藤委員：電気通信事業者間の紛争処理という現在の概念を、通信に関わる紛争処理といった具合に、もう少し柔軟にできないかと思う。

相田委員：二種指定もそうだが、これだけ通信の状況が変わってきていて、設備を持っているかで一種・二種としていたが、いわゆる通信レイヤーか上位レイヤーかで分け直すこともあるだろう。今ある枠を大幅に変えるのは大変だが、必要な分は変えていかないといけない。

藤原委員：上位レイヤーが電気通信事業法の規制に入るかは別の話。紛争処理委員会に限った解決法なら法律案も通りやすい。

酒井主査代理：逆ざやについては、きちんとできるなら問題も生じないだろうか。事業者間で勝手にやるというのは無理なので、総務省が対応することにかかっているのではないか。

藤原委員：二種指定事業者と非規制の事業者で、なるべく同じ歩調でという話だが、会計規則で非規制事業者を縛るのは難しいので、ガイドラインか自主ルールということになる。各社、共通ルールができれば従うと言っているので、我々は行動を期待するし、検証して、問題があれば是正・勧告する仕組みを作らないといけない。ビル&キープはいろいろ問題があるようだが、どの程度事業者間で合意しているのか。総務省として推進したいのか。

事務局：ビル&キープについては、NTT東西からNGN接続料の時に提案があったが、他事業者からの提案はない。導入については、目的や課題を整理した上で考えていきたい。

藤原委員：現行の一種指定事業者について適用する場合は、事業法上の原価主義と矛盾しないという説明が難しい。他事業者が望まないなら、勇み足となる。ニーズが出てくるなら議論して、事業法と矛盾しない解釈を検討する必要があるが。

東海主査：矛盾しないという解釈をとることは困難だと思う。

藤原委員：かつてアメリカの公益事業規制政策法で、余剰電力を事業者が買い取る時に、avoided cost という概念を入れたが、弊害があったので、途中からオークションで落札した価格は、avoided cost とみなすことになった。正式なルールにならなかったが、事実上そういう運用がなされた。そのような

読み替えができる話なら良いが。
東海主査：現行の規定のまま、矛盾がないように読み替えることは困難と思う。

以上